

千葉県公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

1 事業者を取り巻く社会経済情勢について

今年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、インバウンドの増加、飲食や宿泊などのサービス消費の拡大などが期待され、これまでの停滞していた経済活動が復活し始めている。

しかしながら、無作為にピックアップした公衆浴場の実態調査からは、改善の傾向が見られず、昨年度の収支状況よりもさらに経営状況が悪化している傾向が見られる。

公衆浴場の経営は、燃料費が大きな割合を占めており、その価格の変動が経営面に大きく影響を与えることから、資材、物価等の高騰の影響を受け、今後もその経営悪化が懸念されている。

2 公衆浴場入浴料金の改定の検討について

一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令（昭和21年3月3日号外勅令第118号）に基づき、統制額の指定について都道府県知事が行うこととされており、入浴料金の決定の際には、協議会等により関係者の意向を十分に把握することが求められている。

今般、燃料費や物価高騰を受け、千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長から、大人料金を480円から500円へ改定するよう要望があったところである。

以上のことから、本県の入浴料金の改定について検討する。

3 公衆浴場の現状について

一般公衆浴場は、生活に密着した不可欠なサービスとして、各市における助成制度や補助金制度などがあるが、昨今の経済状況の影響を受け、その数は減少を続けている。全国的にも、ここ数年、経済状況を考慮した入浴料金改定を検討する自治体も少なくない。

4 公衆浴場入浴料金の試算結果

(1) 試算方法

公衆浴場の経営状況については、毎年、全施設の2割程度を選定し、実態調査を実施しており、この結果をもとに、燃料費、原油、物価の高騰等を考慮して、今後の経営状況と入浴料金の改定による効果を試算した。

(2) 試算結果

現状の入浴料金で試算すると、年間約200万円の不足が生じる。これを、入浴料金で賄うためには、約100円の引き上げが必要となる。しかし、急激に料金を引き上げることにより、日頃から利用している利用者の負担が増大し、利用を控える動きが出てくる可能性が考えられると、数年をかけて徐々に引き上げていくことが妥当と推測される。

5 検討にあたり考慮すべき事項

(1) 直近の入浴料金の改定は、消費税率の引き上げに伴う改正を平成26年、令和元年に実施したところだが、消費税率引き上げに伴うもの以外の改定を、昨年令和4年とさらに平成18年に実施している。

平成18年は、入浴者数の減少、燃料費の上昇、消費税の課税限度の引き下げ等により、経営状況が悪化しているため、入浴料金の改定が必要であると判断し、改定を行った。

令和4年は、燃料費や物価の高騰により、経営状況の悪化が顕著であったことから、入浴料金の改定に踏み切ったところである。

(2) 石油や天然ガスの主要産出国であるロシアのウクライナ侵攻など、社会状況の影響により、引き続き原油価格の高騰が懸念されている。

燃料費の高騰が公衆浴場の経営に与える影響は大きく、経営者の高齢化、施設の老朽化なども追い打ちをかけ、廃業に追い込まれることも想定される。

(3) 原油価格の高騰に伴い、生活に直結する諸物価も上昇しており、公衆浴場の諸費用に影響を及ぼすだけでなく、入浴者側の家計に与える影響も大きい。

物価統制令及び省令等(抜粋)

1 物価統制令 昭和21年3月3日号外勅令第118号

〔目的〕

第一条 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

〔統制額を超える契約、支払、受領の禁止及び地区により統制額の異なる場合の基準統制額〕

第三条 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

〔統制額の指定〕

第四条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

2 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(昭和32年9月12日)(厚生省令第38号)

(公衆浴場入浴料金)

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者一人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

3 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

(昭和38年8月9日発環第113号 各都道府県知事あて厚生事務次官通達)

標記については、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の施行について」(昭和32年9月13日厚生省発衛第411号各都道府県知事あて厚生事務次官依命通達)をはじめとし、従来しばしば指示してきたところであるが、今後は都道府県における大人、中人及び小人料金並びに婦人洗髪料について、それぞれの最高統制額を改訂しようとする場合の厚生大臣に対する協議は廃止し、都道府県知事限りで最高統制額の指定を行なうこととしたので、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾のないよう配意願いたく、命によって通達する。

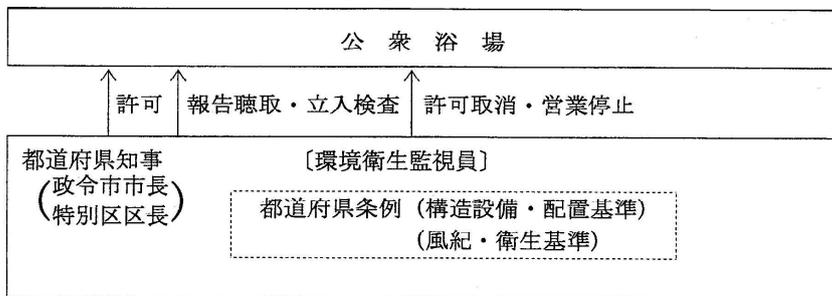
なお具体的事項については、別途指示する予定であるので、念のため申し添える。

記

- 1 公衆浴場入浴料金の最高統制額を策定しようとする場合には、公衆浴場経営について実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金の最高統制額を決定する場合には、それぞれの都道府県の実情に応じ、公衆浴場入浴料金協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握すること。

公衆浴場法

公衆浴場の類型

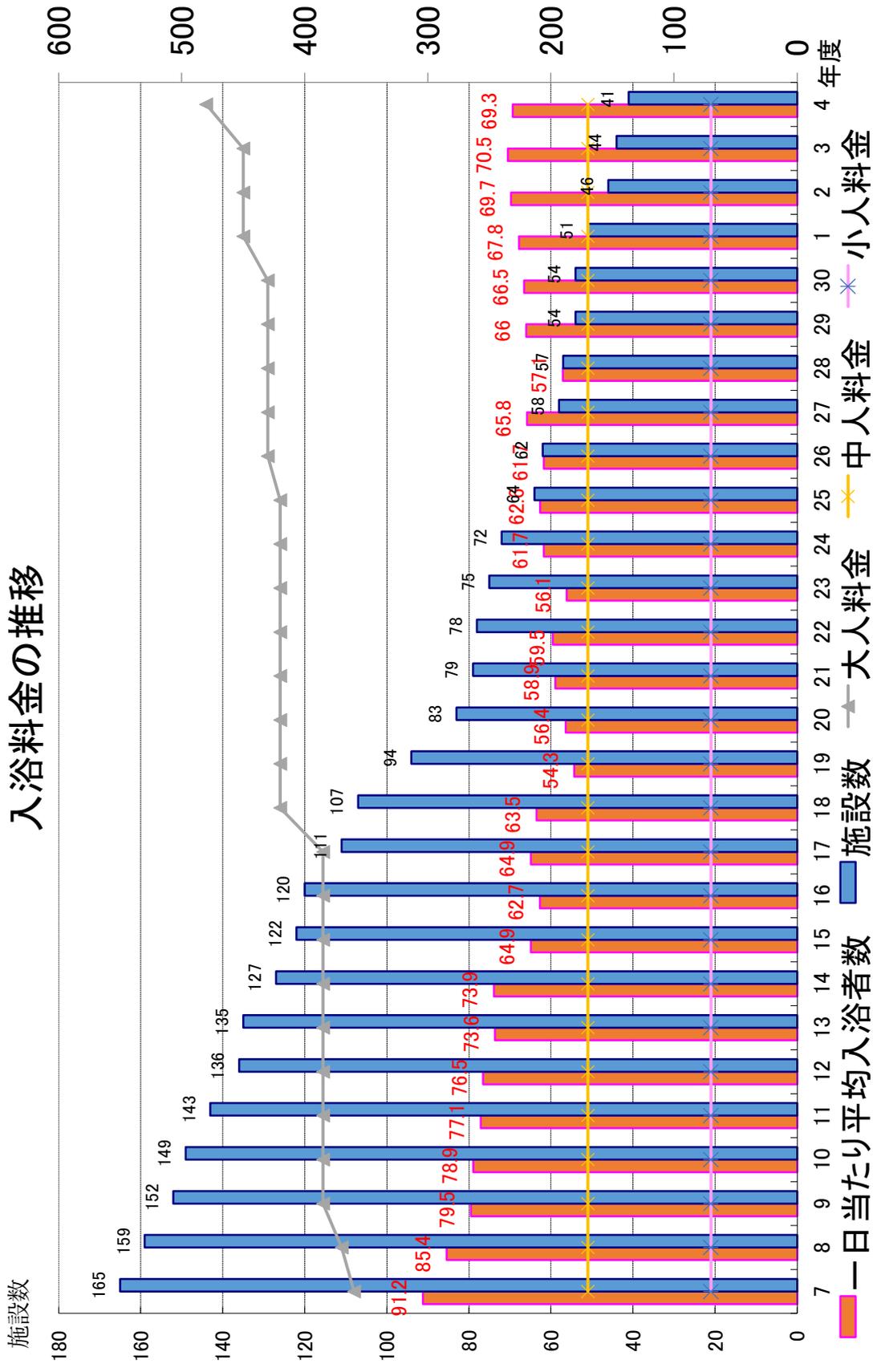


千葉県内の公衆浴場法 許可施設

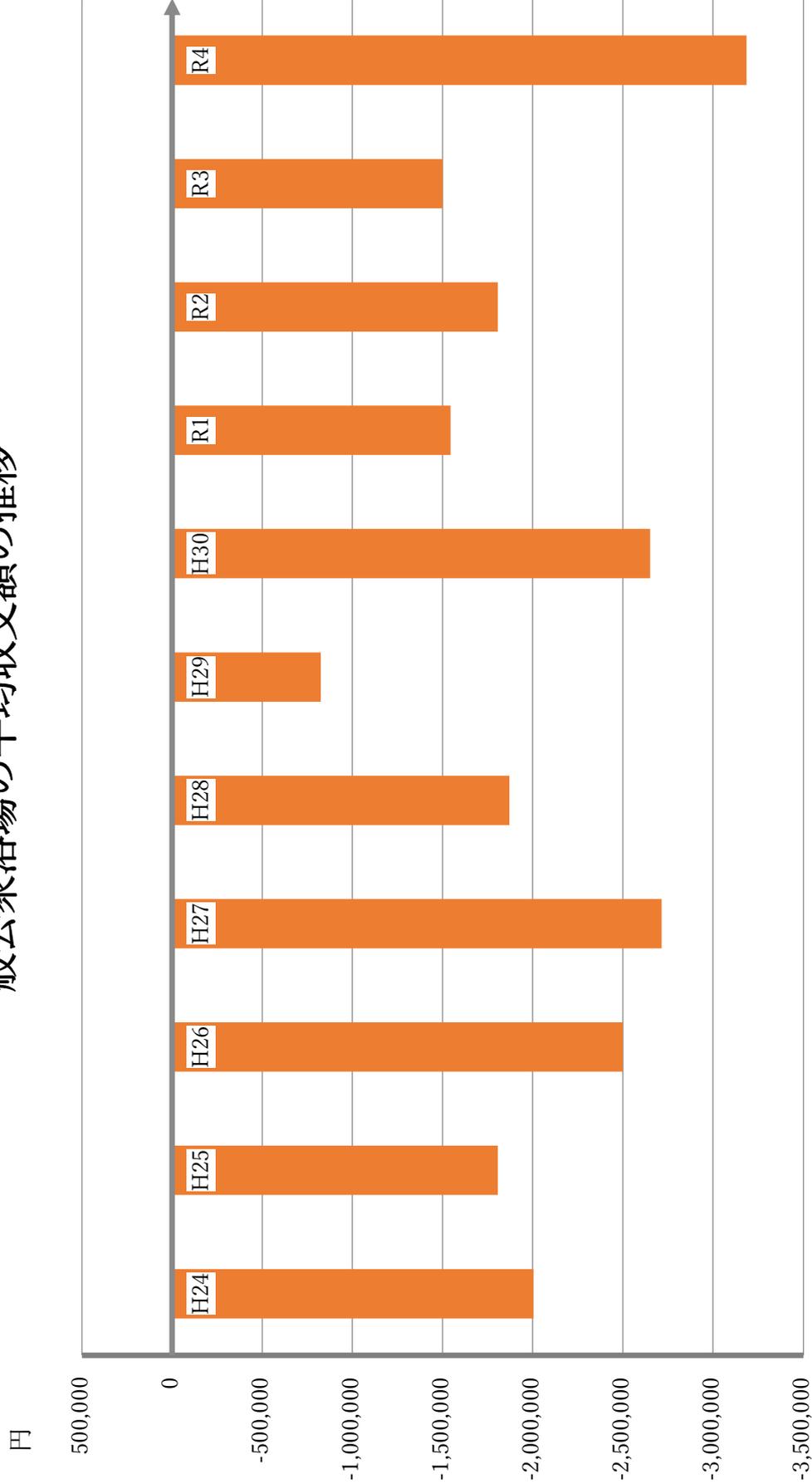
(令和5年6月末現在)

	管轄保健所	許可施設 件数	公営		民営				
			その他公浴	一般公浴	個室付 浴場	ヘルス センター	サウナ 風呂	スポーツ 施設	その他
1	習志野	31	6	1	0	0	0	16	8
2	市川	56	6	7	0	4	1	23	15
3	松戸	61	13	6	2	4	1	20	15
4	野田	13	1	0	0	3	0	8	1
5	印旛	46	8	0	0	8	3	20	7
6	成田	31	1	0	0	4	0	21	5
7	香取	21	0	1	0	0	0	14	6
8	海匝	41	5	1	0	2	2	3	28
9	八日市場	海匝にて合同集計							
10	山武	30	3	1	0	0	2	13	11
11	長生	52	4	1	0	0	0	23	24
12	夷隅	46	0	1	0	2	1	11	31
13	安房	49	6	0	0	0	3	1	39
14	鴨川	41	2	0	0	0	2	1	36
15	君津	62	4	1	0	0	3	24	30
16	市原	57	7	0	2	0	2	36	10
17	千葉市	132	0	9	44	0	7	41	31
18	船橋市	41	7	6	1	1	5	10	11
19	柏市	30	5	1	0	0	0	9	15
合計		840	78	36	49	28	32	294	323

一般公衆浴場施設数・1日当たり平均入浴者数と 入浴料金の推移



一般公衆浴場の平均収支額の推移



* 一般公衆浴場経営実態調査より

* 調査対象施設数は10～14施設

物価・重油価格の推移

(令和2年=100)

1 消費者物価指数

区分	全国												千葉市											
	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	
総合	94.5	94.9	97.5	98.2	98.1	98.6	99.5	100	100	99.8	102.3	94.6	94.3	94.6	97.2	98.3	98.4	98.7	99.4	100	100	99.4	101.7	
食料	88.5	88.4	91.7	94.6	96.2	96.8	98.2	98.7	100	100	104.5	88.2	87.6	87.5	91.4	94.5	96.7	97.6	98.5	99.3	100	99.5	103.3	
住居	99.9	99.5	99.6	99.6	99.5	99.3	99.2	99.4	100	100.6	101.3	102.8	101.9	101.2	101.4	101.2	100.9	100.3	99.4	99.2	100	100.9	101.5	
光熱・水道	93.4	97.8	103.9	101.2	93.9	96.4	100.2	102.5	100	101.3	116.3	90.8	96.2	101.7	107.7	104.7	94.3	95.9	99.8	102.9	100	99.5	116	
電気	88.2	94.5	102.1	101.4	93.4	96.4	100.7	103.7	100	100.1	120.1	82.7	90.8	99.9	107.2	103.9	92.1	94.9	100.6	104.8	100	99.6	124.7	
ガス	100	102.7	108.7	106	95.8	95.6	98.6	101.7	100	99.4	117.9	101.4	107	110.3	116.4	112.6	95.5	95.4	99.7	104	100	98.1	124.1	
他の光熱	109.9	118.6	125.6	97.2	75.5	93.6	110	110	100	114.4	137.5	98	100.7	109.9	119.4	96.6	76.8	93.2	104.6	102.6	100	107.4	125.2	
上下水道	93	93.5	95.9	97.1	97.4	98	98.5	99.1	100	102.5	101.9	94.4	94.4	94.4	96.9	98.2	98.2	98.2	98.2	98.5	100	100	94.8	
家具・家事用品	94.7	92.6	96.1	97.6	97.2	96.7	95.7	97.7	100	101.7	105.5	94.6	91.5	90.1	92.7	92.8	93.2	93.9	92.9	97.6	100	100.2	104.6	
被服・履物	92	92.3	94.3	96.4	98.1	98.3	98.5	98.9	100	100.4	102	85.3	84.2	84.3	86.1	91.6	95.9	94.9	97	98.3	100	99.4	100.4	
保健医療	94.6	94	95	95.8	96.7	97.5	99	99.7	100	99.6	99.3	95.6	95.1	94.8	95.8	96.8	97.7	98.3	99	99.7	100	98	97.1	
交通・通信	99.2	100.6	103.2	101.2	99.3	99.5	100.9	100.2	100	95	93.5	98.6	98.9	100.2	102.8	101	99.4	99.4	100.3	99.6	100	94.5	92.7	
教育	103	103.6	105.5	107.3	108.9	109.6	110.1	108.4	100	100	100.9	108.8	110	110.7	112.3	114.2	115.4	117	117.5	113.9	100	101.2	102.7	
教養・娯楽	92.7	91.8	95.1	97	97.9	98.3	99	100.6	100	101.6	102.7	92.6	91	90.5	93.2	95.1	96.5	96.9	98.1	99.7	100	101.7	102.7	
諸雑費	95	96.2	99.7	100.7	101.4	101.7	102.1	102.1	100	101.1	102.2	94	93.5	95.4	99.2	99.8	99.9	100.9	101.3	101.4	100	101.2	103	

(資料:消費者物価統計調査)

2 A重油価格の推移(小型ローリー納入価格)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1リットル当たりの価格	71.4 円	96.7 円	61.4 円	69.9 円	81.7 円	84.2 円	91.5 円	95.0 円
関東	70.3 円	96.0 円	60.4 円	68.7 円	80.4 円	83.2 円	90.5 円	93.6 円
対令和2年比(関東)	105.7	144.4	90.8	103.3	120.9	125.1	136.1	140.8

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1リットル当たりの価格	71.6 円	57.3 円	67.7 円	82.0 円	80.4 円	68.8 円	84.8 円	98.7 円
関東	69.4 円	55.2 円	66.3 円	80.6 円	78.8 円	66.5 円	83.1 円	96.6 円
対令和2年比(関東)	104.4	83.0	99.7	121.2	118.5	100.0	125.0	145.3

(資料:資源エネルギー庁調査)

※各年とも年間平均価格

公衆浴場に係る補助金等状況

令和4年度	施設数	県対象施設数	補助施設数	県補助金(千円)			補助金額(千円)	入浴料金(大人)	1施設、1日当たりの入浴者数(平均)	自家風呂普及率(全国)	自家風呂普及率(千葉県)	人件費(最低賃金×従業員)	補助金交付施設の状況(単位:千円)				A重油価格(年平均)	物価指数(令和2年を100とする)	備考	
				予算額(千円)	決算額(千円)	差額							入浴料収入(平均)	補助対象経費/光熱水道費(平均)	補助対象外経費(支出※)	過不足(入浴料収入-営業経費)平均				総合
令和4年度	41	23	17	6,500	4,192	△ 2,308	250	480	69.3			984	8,944	1,398	7,455	△ 2,758	101.7	116	96.6	入浴料金改定
3	44	26	18	6,500	4,445	△ 2,055	250	450	70.5			953	8,099	1,919	10,806	△ 4,626	99.8	101.3	83.1	
2	46	27	20	6,500	4,886	△ 1,614	250	↕	69.7			925	8,130	1,886	10,517	△ 4,273	100.0	100.0	66.5	
1	51	29	20	6,750	4,878	△ 1,872	250	450	67.8			923	7,727	1,870	9,470	△ 3,613	100.0	102.5	78.8	入浴料金改定
平成30年度	54	30	22	7,000	5,354	△ 1,646	250	430	66.5			895	8,001	1,755	10,102	△ 3,855	99.5	100.2	80.6	
29	54	31	24	8,000	5,855	△ 2,145	250	↑	66.0			868	7,910	1,596	9,745	△ 3,426	98.6	96.4	66.3	
28	57	31	24	8,750	5,875	△ 2,875	250	↔	57.1			842	7,402	1,763	9,130	△ 3,490	98.1	93.9	55.2	
27	58	32	25	9,000	6,177	△ 2,823	250	↘	65.8			817	8,386	1,915	9,166	△ 2,694	98.2	101.2	69.4	
26	62	35	27	9,750	6,602	△ 3,148	250	430	61.7			798	7,237	1,793	8,433	△ 2,989	97.5	103.9	93.6	入浴料金改定
25	64	39	32	8,200	6,387	△ 1,813	200	420	62.6			777	7,668	1,731	8,557	△ 2,408	94.0	97.8	90.5	
24	72	41	33	8,200	6,586	△ 1,614	200	↑	61.7			756	7,958	1,766	8,654	△ 2,462	94.5	93.4	83.2	
23	75	41	35	8,400	6,921	△ 1,479	200	↔	56.1			748	8,114	1,474	10,334	△ 4,169	94.5	90.0	80.4	
22	78	42	37	8,800	7,368	△ 1,432	200	↔	59.5			744	8,248	1,448	10,414	△ 3,614	94.8	87.1	68.7	
21	79	42	34	9,200	6,796	△ 2,404	200	↔	58.9			728	8,822	1,677	11,326	△ 3,664	95.5	87.3	60.4	補助金要綱改正(赤字施設の補助へ)
20	83	45	25	9,200	5,000	△ 4,200	200	↔	56.4	95.5	723	↔	↔	↔	↔	↔	96.8	91.0	96.0	柏市中核市(△3)
19	94	56	35	9,800	7,000	△ 2,800	200	↘	54.3		706	↔	↔	↔	↔	↔	95.5	85.9	70.3	
18	101	60	38	9,800	7,600	△ 2,200	200	420	63.5			↔	↔	↔	↔	↔	95.5	85.2	↔	入浴料金改定
17	110	65	42	10,800	8,400	△ 2,400	200	385	64.9			↔	↔	↔	↔	↔	95.2	82.2	↔	
16	120	72	45	12,000	9,000	△ 3,000	200	↑	62.7			↔	↔	↔	↔	↔	95.5	81.6	↔	
15	122	73	57	13,200	11,400	△ 1,900	200	↔	64.9	95.7	96.3	↔	↔	↔	↔	↔	95.5	81.5	↔	船橋市中核市(△24)
14	127	101	71	16,000	14,200	△ 1,800	200	↔	73.9			↔	↔	↔	↔	↔	95.8	81.9	↔	
13	135	106	70	16,000	14,000	△ 2,000	200	↔	73.6			↔	↔	↔	↔	↔	96.7	82.9	↔	
12	136	106	80	16,000	16,000	0	200	↔	76.5			↔	↔	↔	↔	↔	97.3	82.4	↔	
11	143	110	↔	↔	↔	↔	200	↘	77.1			↔	↔	↔	↔	↔	98.0	81.1	↔	
10	149	115	↔	↔	↔	↔	200	385	78.9	95.4	96.8	↔	↔	↔	↔	↔	98.3	82.4	↔	要綱制定

参考 公衆浴場確保対策事業は、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の主旨にのっとり、昭和61年からは「零細公衆浴場経営安定化補助金交付要綱」で、平成5年度からは単年度要綱である「公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱」で実施。

※ 例:減価償却費、地代家賃、修繕費、保険料、備品・消耗品費、諸会費、交際接待費、交通費、通信費、福利厚生費、雑費、公租公課等

令和5年度浴場助成制度調(市区町村事業分)

令和5年6月1日現在

市町村名	対象 浴場数	補助金等制度及び(融資制度)		水道料金減免等措置		固定資産 税免税措 置	その他の 助成措置
		制度の概要	予算額又は 貸付金計画総額 (単位:千円)	上水道	下水道		
千葉市	9	1 公衆浴場組合補助金 2 公衆浴場経営基盤安定化補助金 3 公衆浴場設備改善事業補助金 4 地域のつどいふれあい事業補助金 計	2,076 2,250 659 14,858 19,843	○ ○	○ ○	○ ○	
銚子市	1	1 公衆浴場衛生対策事業費補助 計	40 40	○	○	○	
市川市	6	1 公衆浴場設備改善事業補助金 2 公衆浴場組合補助金 計	5,600 4,355 9,955		○	○	○
船橋市	6	1 公衆浴場組合事業補助金 2 公衆浴場設備改善事業費補助金 3 公衆浴場経営基盤安定化補助金 計	1,324 5,599 1,500 8,423		○	○	
木更津市	1	1 公衆浴場設備改善事業補助金 計	0 0	○		○	
松戸市	5	1 公衆浴場施設維持補修費助成金 2 公衆浴場浴槽浄化剤購入費助成金 3 松戸市公衆浴場組合補助金 4 松戸市公衆浴場燃料費高騰支援金 計	5,000 500 4,500 1,200 11,200	○	○	○	
香取市	1	1 香取市公衆浴場衛生対策事業 計	81 81	○	○	○	
茂原市	1		0	○	○		
東金市	1		0				
柏市	1	1 柏市公衆浴場経営基盤安定化補助金 計	250 250	○	○	○	
勝浦市	1		0				
流山市	2	1 シルバーコミュニティ銭湯事業内容 計	984 984			○	
鎌ヶ谷市	1	1 公衆浴場設備改善事業費補助金 2 公衆浴場衛生対策事業費奨励金 3 ふれあいお風呂の日事業補助金 計	0 0 0 0		○	○	
浦安市	1	1 浦安市公衆浴場環境整備等補助金 計	0 0			○	
合計	市町村数 14	37 (流山市の重複施設(柏市内1軒)含む)	50,776				

全国公衆浴場料金（令和5年9月20日現在）

都道府県名	施行年月日	入浴料金（円）				普通浴場数 (R2.3)	自家風呂率 (H20)	大人の 入浴料金(円)	都道府県名
		大人	中人	小人	洗髪				
1 北海道 *	令和 5 年 10 月 1 日	490	150	80	0	242	95.5%	520	東京都
2 青森県	令和 5 年 4 月 10 日	480	170	80	0	284	96.0%		大阪府
3 岩手県	令和 2 年 4 月 1 日	480	170	80	0	17	97.7%	500	神奈川県
4 宮城県 *	令和 5 年 1 月 1 日	480	160	90	0	6	98.0%		岐阜県
5 秋田県	平成 31 年 1 月 1 日	460	130	90	0	12	98.3%		愛知県
6 山形県	平成 7 年 4 月 1 日	300	120	80	0	0	98.3%	490	北海道
7 福島県	平成 30 年 4 月 1 日	450	150	90	0	10	97.5%		静岡県
8 茨城県	平成 10 年 3 月 1 日	350	130	70	0	2	97.7%		滋賀県
9 栃木県	令和 5 年 2 月 15 日	460	200	100	0	9	97.5%		京都府
10 群馬県	平成 26 年 9 月 1 日	400	180	80	0	18	97.9%		兵庫県
11 埼玉県 *	令和 4 年 10 月 1 日	480	180	70	0	41	96.5%	480	青森県
12 千葉県 *	令和 4 年 9 月 15 日	480	170	70	0	44	95.5%		岩手県
13 東京都 *	令和 5 年 7 月 1 日	520	200	100	0	500	91.4%		宮城県
14 神奈川県 *	令和 4 年 9 月 1 日	500	200	100	0	128	93.8%		埼玉県
15 新潟県 *	令和 5 年 1 月 1 日	480	150	70	0	26	97.6%		千葉県
16 富山県	令和 5 年 4 月 1 日	470	150	70	0	79	96.9%		新潟県
17 石川県	令和 2 年 3 月 1 日	460	130	50	0	67	97.0%		奈良県
18 福井県	令和 2 年 4 月 1 日	450	160	70	0	17	96.8%		広島県
19 山梨県	令和 元年 12 月 1 日	430	170	70	0	22	97.4%		福岡県
20 長野県	令和 5 年 4 月 1 日	440	150	70	0	33	97.5%	470	富山県
21 岐阜県	令和 5 年 4 月 1 日	500	180	100	0	20	97.7%		三重県
22 静岡県 *	令和 5 年 10 月 1 日	490	200	100	0	11	97.5%	460	秋田県
23 愛知県 *	令和 5 年 4 月 1 日	500	180	100	0	81	96.0%		栃木県
24 三重県	令和 5 年 4 月 1 日	470	150	70	0	30	95.3%		石川県
25 滋賀県	令和 5 年 5 月 1 日	490	150	100	0	16	96.9%	450	福島県
26 京都府 *	令和 4 年 10 月 1 日	490	150	60	0	156	93.4%		福井県
27 大阪府 *	令和 5 年 8 月 28 日	520	200	100	0	449	92.3%		鳥取県
28 兵庫県 *	令和 5 年 2 月 1 日	490	180	80	0	158	95.7%		岡山県
29 奈良県	令和 5 年 10 月 1 日	480	200	100	0	20	96.5%		山口県
30 和歌山県	令和 元年 10 月 1 日	440	150	80	0	28	96.4%		徳島県
31 鳥取県	令和 3 年 4 月 1 日	450	150	80	0	14	97.8%		香川県
32 島根県	令和 5 年 5 月 1 日	430	160	90	0	2	98.6%		愛媛県
33 岡山県 *	令和 4 年 12 月 1 日	450	200	100	0	14	97.7%		高知県
34 広島県 *	令和 4 年 11 月 1 日	480	200	100	0	48	97.8%		熊本県
35 山口県	令和 4 年 5 月 1 日	450	160	80	0	18	98.0%	440	長野県
36 徳島県	令和 5 年 1 月 1 日	450	150	70	0	24	97.4%		和歌山県
37 香川県	令和 5 年 10 月 1 日	450	150	60	0	18	97.4%	430	山梨県
38 愛媛県	令和 5 年 4 月 1 日	450	150	60	0	29	96.5%		島根県
39 高知県	令和 5 年 10 月 1 日	450	150	60	0	9	96.7%		大分県
40 福岡県 *	令和 5 年 4 月 1 日	480	200	100	0	36	96.2%	420	鹿児島県
41 佐賀県	平成 8 年 2 月 15 日	280	130	80	50	1	98.6%	400	群馬県
42 長崎県	令和 5 年 4 月 1 日	400	150	80	0	15	97.9%		長崎県
43 熊本県 *	令和 4 年 11 月 1 日	450	150	80	0	58	97.8%	370	沖縄県
44 大分県	令和 4 年 12 月 27 日	430	160	80	0	135	96.7%	350	茨城県
45 宮崎県	平成 20 年 2 月 1 日	350	130	60	0	14	98.0%		宮崎県
46 鹿児島県	令和 元年 10 月 1 日	420	150	80	0	267	97.4%	300	山形県
47 沖縄県	平成 18 年 2 月 11 日	370	170	100	0	3	97.7%	280	佐賀県
計						3,231			

全都道府県	最低	280	120	50	0	0	91.4%
	平均	450.4	163.2	81.5	1.1	69	95.5%
	最高	520	200	100	50	500	98.6%

令和4年度以降に料金を改訂した都道府県	最低	400	150	60	0		
	平均	471.3	170.3	83.4	0.0		
	最高	520	200	100	0		

東京都および政令指定都市を含む都道府県（*印16）	最低	450	150	60	0	札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、川崎、相模原市、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本
	平均	486.3	179.4	87.5	0.0	
	最高	520	200	100	0	

経営実態調査に基づく収支決算と令和5年決算推定について

科 目	令和2年実績	令和3年実績	令和4年実績 (R4.9.15料金 改定)	令和2年～ 令和4年 の平均値	令和5年推計 (※)	備 考
収入						
入浴料金収入(A)	9,652,886	9,680,674	9,221,684	9,518,415	9,518,415	
付帯事業収入(B)	1,463,048	1,480,963	1,694,008	1,546,006	1,546,006	
営業外収入(C)	1,864,275	1,408,630	792,863	1,355,256	1,355,256	
収入計(D)	12,980,209	12,570,267	11,708,555	12,419,677	12,419,677	
支出						
人件費	5,547,872	5,820,063	6,012,654	5,793,530	5,967,336	3.0%増(R5政府経済見通しより)
福利厚生費	22,779	19,036	5,955	15,923	15,923	
水道料	251,508	209,761	189,099	216,789	190,124	消費者物価指数12.3%減(総務省HPより)
燃料費	854,746	997,334	1,326,495	1,059,525	1,189,847	A重油価格12.3%増(資源エネルギー庁調査結果参照)
電気料	1,197,691	1,251,865	1,460,481	1,303,346	1,143,034	消費者物価指数12.3%減(総務省HPより)
備品消耗品費	893,281	854,108	735,480	827,623	854,107	消費者物価指数3.2%増(総務省HPより)
修繕費	956,011	568,364	933,564	819,313	845,531	消費者物価指数3.2%増(総務省HPより)
賃借料	229,468	227,488	182,808	213,255	213,255	
保険料	177,400	168,565	252,155	199,373	199,373	
旅費・交通費	79,441	57,122	95,958	77,507	77,507	
会議・交際費	308,052	318,371	311,582	312,668	312,668	
通信費	204,275	210,242	174,343	196,287	196,287	
減価償却費	828,948	794,209	980,075	867,744	867,744	
公租公課	661,446	685,277	608,694	651,806	651,806	
支払利息	8,686	2,134	90,661	33,827	33,827	
雑費	588,464	649,905	557,381	598,583	617,738	消費者物価指数3.2%増(総務省HPより)
附帯事業費(E)	740,274	770,972	727,198	746,148	746,148	
営業外費用(F)	75,145	0	0	25,048	25,048	
支出計(G)	13,625,487	13,604,816	14,644,583	13,958,295	14,147,303	
建物再調達費(H)	45,584	40,169	36,312	40,688	40,688	
資本報酬額(I)	444,204	425,341	212,843	360,796	360,796	
附帯事業報酬額	672,591	559,458	547,589	593,213	593,213	
入浴料金に係る収支 A-(G-E-F)	▲ 3,157,182	▲ 3,153,170	▲ 4,695,701	▲ 3,668,684	▲ 3,857,692	
付帯事業等を含む収支 D-(G+H+I)	▲ 1,135,066	▲ 1,500,059	▲ 3,185,183	▲ 1,940,102	▲ 2,129,110	

※ 令和5年推計の算出方法 過去3年分の実績に対し、社会情勢を考慮して算出

公衆浴場経営実態調査に基づく所要値上げ率
 (1) 過去の経営実態調査に基づく所要値上率の算定

科 目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年(推定)	備考
収入					
入浴料金収入(A)	9,652,886	9,680,674	9,221,684	9,518,415	
付帯事業収入(B)	1,463,048	1,480,963	1,694,008	1,546,006	
営業外収入(C)	1,864,275	1,408,630	792,863	1,355,256	
収入計(D)	12,980,209	12,570,267	11,708,555	12,419,677	
支出					
人件費	5,547,872	5,820,063	6,012,654	5,967,336	
福利厚生費	22,779	19,036	5,955	15,923	
水道料	251,508	209,761	189,099	190,124	
燃料費	854,746	997,334	1,326,495	1,189,847	
電気料	1,197,691	1,251,865	1,460,481	1,143,034	
備品消耗品費	893,281	854,108	735,480	854,107	
修繕費	956,011	568,364	933,564	845,531	
賃借料	229,468	227,488	182,808	213,255	
保険料	177,400	168,565	252,155	199,373	
旅費・交通費	79,441	57,122	95,958	77,507	
会議・交際費	308,052	318,371	311,582	312,668	
通信費	204,275	210,242	174,343	196,287	
減価償却費	828,948	794,209	980,075	867,744	
公租公課	661,446	685,277	608,694	651,806	
支払利息	8,686	2,134	90,661	33,827	
雑費	588,464	649,905	557,381	617,738	
付帯事業費(E)	740,274	770,972	727,198	746,148	
営業外費用(F)	75,145	0	0	25,048	
支出計(G)	13,625,487	13,604,816	14,644,583	14,147,303	
建物再調達費(H)	45,584	40,169	36,312	40,688	
資本報酬額(I)	444,204	425,341	212,843	360,796	
付帯事業報酬額	672,591	559,458	547,589	593,213	
入浴料金に係る収支 A-(G-E-F)	▲ 3,157,182	▲ 3,153,170	▲ 4,695,701	▲ 3,857,692	
付帯事業等を含む収支 D-(G+H+I)	▲ 1,135,066	▲ 1,500,059	▲ 3,185,183	▲ 2,129,110	
推定所要値上率	11.76%	15.50%	34.54%	22.37%	

推定所要値上率算定式

(支出計+建物再調達費+資本報酬額)-(収入計)

入浴料金収入

(2) 所要値上率から算出される公衆浴場入浴料金の改定額について

1 所要値上率 22.37 %

収支不足額 2,129,110 円

② 改定額を520円とした場合

大人	520 円 ×	97.4 人 =	50,648 円
中人	170 円 ×	1.4 人 =	238 円
小人	70 円 ×	1.2 人 =	84 円
合計			50,970 円

試算料金 50,970 円 =

現行料金 47,074 円 = 1,0827633 円 ÷ **8.28%**

2 入浴者100人あたりの構成比率(別紙参照)

大人	97.4 %
中人	1.4 %
小人	1.2 %

3 現行料金での入浴者100人あたりの料金構成

大人	480 円 ×	97.4 人 =	46,752 円
中人	170 円 ×	1.4 人 =	238 円
小人	70 円 ×	1.2 人 =	84 円
合計			47,074 円

③ 改定額を540円とした場合

大人	540 円 ×	97.4 人 =	52,596 円
中人	170 円 ×	1.4 人 =	238 円
小人	70 円 ×	1.2 人 =	84 円
合計			52,918 円

試算料金 52,918 円 = 1,124145 円 ÷ **12.41%**
 現行料金 47,074 円

4 試算料金での入浴者100人あたりの料金構成

① 改定額を500円とした場合

大人	500 円 ×	97.4 人 =	48,700 円
中人	170 円 ×	1.4 人 =	238 円
小人	70 円 ×	1.2 人 =	84 円
合計			49,022 円

(参考)収支均衡

大人	590 円 ×	97.4 人 =	57,466 円
中人	170 円 ×	1.4 人 =	238 円
小人	70 円 ×	1.2 人 =	84 円
合計			57,788 円

試算料金 49,022 円 = 1,0413817 円 ÷ **4.14%**
 現行料金 47,074 円

試算料金 57,788 円 = 1,2275991 円 ÷ **22.76%**
 現行料金 47,074 円

* 構成比率の割合の少ない中人と小人の入浴料金については据え置くこととする。

(別紙)令和5年度 実態調査による入浴者数(一日平均入浴者数)

施設	入浴者区分		大人			合計	
	男	女	小計		中人		小人
			男	女			
1	75.1	52.3	127.4	1.1	2.7	131.2	
2	26.3	16.1	42.4	0.1	0.9	43.4	
3	66.7	25.3	92.0	1.6	1.3	94.9	
4	51.0	26.0	77.0	0.7	0.6	78.3	
5	42.9	31.6	74.5	0.6	0.0	75.1	
6	41.3	18.4	59.7	0.1	0.0	59.8	
7	47.3	28.4	75.7	2.1	2.0	79.8	
8	100.6	35.7	136.3	2.3	1.1	139.7	
9	35.0	15.6	50.6	0.6	0.7	51.9	
10	72.0	40.1	112.1	2.9	0.9	115.9	
人数合計	558.2人	289.5人	847.7人	12.1人	10.2人	870.0人	
平均入浴者数	55.8人	29.0人	84.8人	1.2人	1.0人	87.0人	
入浴者比率(%)			97.4%	1.4%	1.2%	100%	
大人換算数			84.8人	0.5人	0.2人	85.5人	

(3) 公衆浴場入浴料金の改定による収支予想

科 目	令和5年推計	500円の場合	520円の場合	540円の場合	(参考)590円の場合
収入					
入浴料金収入(A)	9,518,415	9,915,000	10,311,600	10,708,200	11,699,700
付帯事業収入(B)	1,546,006	1,546,006	1,546,006	1,546,006	1,546,006
営業外収入(C)	1,355,256	1,355,256	1,355,256	1,355,256	1,355,256
収入計(D)	12,419,677	12,816,262	13,212,862	13,609,462	14,600,962
支出					
人件費	5,967,336	5,967,336	5,967,336	5,967,336	5,967,336
福利厚生費	15,923	15,923	15,923	15,923	15,923
水道料	190,124	190,124	190,124	190,124	190,124
燃料費	1,189,847	1,189,847	1,189,847	1,189,847	1,189,847
電気料	1,143,034	1,143,034	1,143,034	1,143,034	1,143,034
備品消耗品費	854,107	854,107	854,107	854,107	854,107
修繕費	845,531	845,531	845,531	845,531	845,531
賃借料	213,255	213,255	213,255	213,255	213,255
保険料	199,373	199,373	199,373	199,373	199,373
旅費・交通費	77,507	77,507	77,507	77,507	77,507
会議・交際費	312,668	312,668	312,668	312,668	312,668
通信費	196,287	196,287	196,287	196,287	196,287
減価償却費	867,744	867,744	867,744	867,744	867,744
公租公課	651,806	651,806	651,806	651,806	651,806
支払利息	33,827	33,827	33,827	33,827	33,827
雑費	617,738	617,738	617,738	617,738	617,738
付帯事業費(E)	746,148	746,148	746,148	746,148	746,148
営業外費用(F)	25,048	25,048	25,048	25,048	25,048
支出計(G)	14,147,303	14,147,303	14,147,303	14,147,303	14,147,303
建物再調達費(H)	40,688	40,688	40,688	40,688	40,688
資本報酬額(I)	360,796	360,796	360,796	360,796	360,796
付帯事業報酬額	593,213	593,213	593,213	593,213	593,213
入浴料金に係る収支 A-(G-E-F)	▲ 3,857,692	▲ 3,461,107	▲ 3,064,507	▲ 2,667,907	▲ 1,676,407
付帯事業等を含む収支 D-(G+H+I)	▲ 2,129,110	▲ 1,732,525	▲ 1,335,925	▲ 939,325	52,175

* 年間入浴者総数を19830人として、
入浴料金収入額を算出

$$\text{算出式} = \frac{\text{入浴料金収入(9,518,415円)}}{\text{大人入浴料金(480円)}}$$

≒ 19830人

入浴料金収入額

$$19830人 \times 500円 = 9,915,000円$$

$$19830人 \times 520円 = 10,311,600円$$

$$19830人 \times 540円 = 10,708,200円$$

$$19830人 \times 590円 = 11,699,700円$$

千葉県公衆浴場入浴料金等協議会設置規程

(趣旨)

第1条 公衆浴場の入浴料金の改正及びこれに関連する諸問題について協議するため、千葉県公衆浴場入浴料金等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(組織)

第2条 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。

(会長及び副会長)

第3条 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の会議の進行に当たる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の構成は、次の各号委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てることとし、県が、これを依頼する。

一 有識者（経営、保健衛生の専門家等をいう。）3人

二 住民代表（民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等である者であつて公衆浴場を利用しているもの又は公衆浴場の実情を十分承知しているものをいう。）3人

三 業者代表（公衆浴場を経営している者をいう。）3人

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、県が招集するものとする。

2 県は必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部衛生指導課において処理する。

附則

1 この規程は、令和4年7月6日から施行する。

2 この規程は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。